

岐阜県公報

第二千五百三十七号
平成二十六年四月十五日

(火曜日)

目次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課)二二三九
(同)二四〇

公 示

指定管理者の変更の届出に関する公示
落札者等に関する公示
土地改良事業計画の変更の適当の決定
土地改良事業の工事の完了
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
土地改良区役員の退任及び就任

(自然環境保全課)二四一
(医療整備課)二四二
(農地整備課)二四二
(同)二四二
(都市政策課)二四二
(中濃農林事務所)二四三

告 示

岐阜県告示第三百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年四月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考	
県道 美濃山線		郡上市美並町大原字向ノ山二一〇番七地先から	前	五・九	一四・八	二・五	
		同 市同 町同 字野倉一三〇番二地先まで	後	五・九	一六・七	九・六	
		郡上市美並町大原字野倉一三〇番一〇地先から	前A	五・四	一八・〇	一九・四	
		同 市同 町同 字宮裏一七九番地先まで	同 A	五・四	一八・〇	一九・四	
同 市同 町同 字宮裏一七九番地先まで							

持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
美岐濃阜線						
			岐阜市大字長良雄総字柳原五八六番五地先から同市大字同字葉竹藪七四一番三の二地先まで	二五五〇	平成二六・四・一五	平成二五・三・三

岐阜県告示第三百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年四月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
七富宗加線						
			美濃加茂市三和町川浦字古市一二五八番四地先から同市同字同二四四番一地先まで	九六〇	平成二六・四・一五	平成二五・三・三

公 示

指定管理者の変更の届出に関する公示

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)第三条の二第四項の規定により、岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センターの指定管理者である奥飛騨自然・文化協議会から変更の届出があったので、同条例第六条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあった事項

団体の代表者の氏名

(変更前) 植田 一成

(変更後) 高井 淳一

二 変更年月日

平成二十六年四月一日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第二百十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達する特定役務の名称及び数量 岐阜県広域災害・救急医療情報システムに係る導入・運用業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 平成26年 2月 3日
- 4 落札者を決定した日 平成26年 3月20日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市加納新本町三丁目1番地 SPATIO4F
国際航業株式会社岐阜営業所
所長 徳永 英樹

6 落札金額 255,960,000円

- 7 契約に関する事務を担当する部面の名称及び所在地
(1) 部面の名称 岐阜県健康福祉部医療総務課
(2) 所在地 岐阜市飯田南二丁目1番1号

土地改良事業計画の変更の適正の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
羽島用土地改良区	羽島用水地区	岐阜市役所 羽島市役所 各務原市役所 笠松南町役場	平成二六・五・四・一五から 同二六・五・四・一六まで

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
水質保全対策事業	羽島四期地区	平成二六・三・二五

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
平成二十六年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
中津川市
 - 二 調査を行った地域
岐阜県中津川市大字中津川の一部（松田（ ））
 - 三 調査を行った期間
平成二十三年度から平成二十五年度
 - 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県中津川市（大字中津川の一部）の地籍図
岐阜県中津川市（大字中津川の一部）の地籍簿
 - 五 認証年月日
平成二十六年四月十五日
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
平成二十六年四月十五日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市馬瀬西村の一部(西村)

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市(馬瀬西村の一部)の地籍図

岐阜県下呂市(馬瀬西村の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十六年四月十五日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住所

関市倉知用水土地改良区 平成二〇一〇・二五 理事 沼田幸治 八八六番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住所

関市倉知用水土地改良区 平成二〇一〇・一 理事 安田一成 一一五二番地

八七八番地一

平成二十六年四月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社